

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年7月6日

提出者

加藤 勇
岩田 浩岳
成相 安信

藤原 常義
園山 繁
細田 重雄

高見 康裕
中村 芳信
浅野 俊雄

(別紙)

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

日本社会は今、急速な少子高齢化により、年金・医療・福祉などの社会保障制度はもちろんのこと、生産年齢人口の減少による人材不足など、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せている。

対応するためには、多様な生き方とそれを支える新たな社会システムの構築が求められており、とりわけ、地域が抱える様々な課題を解決するに当たっては、行政だけではなく、住民自身の力に大きな期待がかかってきている。

こうした背景のもと、住みやすい地域社会を実現するため、NPO や協同組合、ボランティア団体などの様々な非営利団体が事業展開している。

これらの一つである「協同労働の協同組合」は、参加する人全てが、協同で出資し、経営し、働くことを通じて、人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指すものであり、多くの社会問題が顕在化する今日、その解決につながる新たな制度として、大きく注目されている。

現在、政府が掲げている「一億総活躍社会」「まち・ひと・しごと創生」などの戦略にも応える協同組合組織として、国会では「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」、また、超党派による「協同組合振興研究議員連盟」において、法制化に向けた検討が開始されている。

法制化により、地域住民の協同による主体的な仕事おこしを通じて、持続可能な地域づくりに貢献することができ、また、自発的な就労機会を創出することで、働く意欲ある人々の就労創出に貢献できるものと考え、このことは、本県が、現在県民の総力を結集して推進中の「まち・ひと・しごと創生島根県総合戦略」の実現にも、大きく寄与するものと考えらる。

よって、国会及び政府において、多様な働き方を可能とする環境整備を図る観点から、「協同労働の協同組合法」を速やかに制定するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
総務大臣
経済産業大臣

【平成30年7月6日原案可決】